

## 浦安市規則第8号

### 浦安市奨学支援金支給条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市奨学支援金支給条例施行規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前年」の次に「（申請日が1月から3月までの間の場合にあっては、前々年）（以下「基準年」という。）」を、「係る」の次に「基準年の10月1日時点の」を加える。

第4条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第4号の書類については、市長が収入の状況を確認することができる場合は、添付することを要しない。

第4条第4号中「申請日の属する年の前年」を「基準年」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第3項の規定は、令和8年4月分以後の奨学支援金について適用し、同年3月分以前の奨学支援金については、なお従前の例による。